

平成19年度滋賀県歳入歳出決算、滋賀県公営企業決算 および健全化判断比率等の審査意見について

地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項ならびに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成19年度滋賀県歳入歳出決算、平成19年度滋賀県公営企業決算ならびに平成19年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率についての各意見書を下記のとおり知事に提出しました。

記

1. 提出年月日 平成20年9月9日(火)

滋賀県歳入歳出決算審査意見書
滋賀県公営企業決算審査意見書
健全化判断比率および資金不足比率審査意見書

2. 審査の結果

滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の審査の結果については、決算の計数はいずれも正確であり、予算の執行および財産の管理については、一部、留意または改善を要する事項が見られたほかは適正に処理されていると認められました。

滋賀県公営企業決算の審査の結果についても、決算の計数はいずれも正確であり、企業の経営成績および財産状況は、地方公営企業の会計原則に基づき適正に表示されていました。

また、健全化判断比率および資金不足比率の審査の結果については、いずれの比率も正確に算定されており、算定の基礎となる書類は適正に作成されていると認められました。

3. 審査の意見(全文は別添のとおり)

滋賀県歳入歳出決算の主な意見

(1) 行財政運営の健全化について

「3 行財政運営の健全化に向けて」において、今後、毎年400億円を超える財源不足が見込まれる厳しい財政状況の中、地方自治体には財政の健全化がこれまで以上に求められていることから、今後の行財政運営に当たっては、以下の取り組みを徹底され、必要な財源の確保と、県の役割・責任を果たす行政運営を進め、財政の健全化に向けた取り組みを推進するよう求めています。

ア 持続可能な財政基盤の確立について

イ 経済性・効率性・有効性に徹した事務事業の実施について

(2) 財務事務の適正な執行について

「4 財務に関する事務の適正な執行について」では、主な留意・改善を要する

事項として以下のとおり例示し、適切な措置あるいは今後の適正な事務処理に努めるよう求めています。

(歳入関係)

- ・ 県税、各種貸付金等の収入未済の縮減と発生防止について

(歳出関係)

- ・ 補助金や工事等契約事務における手続の不備や職員手当における認定等の誤りに対する適正な事務処理について

(財産関係)

- ・ 未利用県有地の早期売却の促進、既存施設の計画的修繕による長寿命化について

(公用車の事故防止)

- ・ 事故防止の徹底について

滋賀県公営企業決算の主な意見

地方公営企業の本来の目的である公共の福祉を増進するとともに、常に経済性を発揮した企業経営に努めるよう、以下の諸点について積極的な取り組みを求めています。

・ 病院事業

- ア 経営改善について
- イ 安定的な医療体制の確保について
- ウ 収入未済の解消および発生防止について
- エ 地域医療機関との役割分担と連携について

・ 工業用水道事業

- ア 収益の確保について
- イ 管路施設の健全な維持について

・ 上水道供給事業

- ア 危機管理対策の強化について
- イ 堅実な経営の維持について
- ウ 2事業統合への環境整備について

健全化判断比率および資金不足比率の主な意見

(1) 健全化判断比率について

平成19年度の一般会計等の実質収支および連結実質収支はいずれも黒字となるとともに、実質公債費比率および将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回ったものの、平成20年度以降も大幅な財源不足が見込まれるなど、財政状況は依然として大変厳しい状況にあることから、今後の行財政運営に当たっては、より一層の財政の健全化に努めるよう求めています。

(2) 資金不足比率について

平成19年度の各事業会計の決算によれば、いずれの会計においても資金の不足額は発生しなかったものの、今後も公営企業を取りまく経営環境は大変厳しい状況にあることから、公営企業としての使命を果たすため、コスト意識を高め、常に合理化・効率化に努めるよう求めています。

第1 審査の対象

平成19年度歳入歳出決算審査の対象は、次のとおりである。

滋賀県一般会計歳入歳出決算

滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県公債管理特別会計歳入歳出決算

滋賀県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県用品調達事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県収入証紙特別会計歳入歳出決算

滋賀県公営競技事業特別会計歳入歳出決算

第2 審査の方法

平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計の決算審査に当たっては、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、決算の計数は正確であるか、収入支出の事務は関係法規に準拠して適正に処理されているか、予算の執行は、その目的、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的になされているか、財産の取得、管理および処分は適正になされているかなどの諸点に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿および証書類と照合精査し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した定期監査および例月現金出納検査の結果をも参考にして慎重に審査した。

第3 審査の結果

平成19年度滋賀県一般会計および各特別会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、一部、留意または改善を要する事項が見られたほかは適正に処理されていると認められた。

第4 審査の意見

1 平成19年度県予算の概要と執行状況について

平成19年度当初予算は、「財政危機回避のための改革プログラム」に沿って目標以上に事業見直し等に取り組み、歳出の削減が図られるとともに、新幹線新駅関連の予算計上が見送られた一方で、団塊世代の大量退職が本格化することや、社会保障関係をはじめ裁量の余地のない義務的な経費の増加に対応した予算が編成された。この結果、一般会計当初予算は、前年度比0.5%増と、6年ぶりにプラス予算となったが、増加した義務的経費を除くと、実質的にはマイナスとなる緊縮型予算となった。

このような緊縮予算の状況下にあっても、「『もったいない』で拓く滋賀の未来」を県政運営の基本的方向とし、「未来を拓く人育て・人活かし」「持続可能な社会への転換」、「安全・安心な暮らしの確保」、「特性を活かした地域づくり」、「県財政の健全化」の5つの重点施策を掲げ、「子育て三方よし」の施策に重点的に取り組まれたほか、琵琶湖が本来持っている自然の豊かさを発揮させていく諸施策、県民の安全・安心な暮らしを確保するための施策などに積極的に取り組まれた。

2 平成19年度決算の概要と財政指標について

平成19年度の一般会計の決算は、予算現額5,136億5千9百万円(百万円未満切り捨て。以下文中において同じ。)に対し歳入決算額が4,964億3千9百万円(前年度対比0.7%減)で、歳出決算額は4,921億9千万円(前年度対比0.6%減)となり、歳入、歳出ともに6年連続で規模が縮小し、16年ぶりに5,000億円を割り込んだ平成18年度をさらに下回った。歳入歳出差引額42億4千8百万円から翌年度へ繰り越すべき財源31億9千6百万円を差し引いた実質収支額は10億5千2百万円で、前年度の実質収支額10億6千3百万円を差し引いた単年度収支額はマイナス1千万円となり、2年ぶりのマイナスとなった。

特別会計の決算は、予算現額2,071億4千8百万円に対し歳入決算額が2,017億7千2百万円(前年度対比10.9%増)で、歳出決算額は1,970億6千7百万円(前年度対比11.4%増)となった。実質収支額は35億9千3百万円で、単年度収支額は1億2千7百万円のマイナスとなった。

一般会計の歳入にあっては、県税収入で個人県民税が税源移譲により大幅に増加し、また、企業業績が引き続き好調であったことから法人二税が増加したものの、税源移譲に伴う経過措置の所得譲与税が廃止されたことにより地方譲与税が大きく減少し、地方交付税が総額の抑制に加え本県の

税収の増加により大幅に減少した。また、歳出にあつては、「財政危機回避のための改革プログラム」の取り組みにより歳出総額が減少した中で、総務費では賦課徴収費の県民税徴収事務取扱交付金の増、教育費では養護学校の整備の増、警察費では警察本部庁舎整備の増のほか、団塊世代の大量退職に伴う退職手当金の増などにより増加した。基金については、厳しい財源不足に対処するために土地開発基金等を取り崩した一方、財源調整機能をもつ財政調整基金と県債管理基金は、同じく取り崩すこととしていたが、両基金を合わせた平成20年3月末現在の残高は、前年度とほぼ同額の194億8千6百万円となっている。また、県債については、投資的経費の抑制等に努めたことおよび臨時財政対策債の減少により、発行額は対前年度比で3.1%の減少となったが、年度末県債残高は9,005億8千1百万円と過去最高となっている。

こうした財政状態を普通会計(一般会計と特別会計を合わせた財政統計上の会計)でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は0.560と前年度に比べ0.055ポイント上昇したが、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、95.5%と前年度に比べ3.7ポイント悪化し、また、一般財源総額に占める公債費の割合を示す公債費負担比率は、20.2%と前年度に比べ0.8ポイント悪化しており、依然として県の財政は弾力性に乏しく硬直化している。

3 行財政運営の健全化に向けて

平成20年3月に策定された、平成20年度を始期とする新たな「財政構造改革プログラム」の中で財政収支改善目標が示された。それによると、今後の財政収支見通しは、平成20年度から平成22年度の間、毎年400億円を超える巨額の一般財源不足が見込まれ、「非常事態」ともいべき厳しい財政状況が明らかになった。

そうした状況の中、県税については平成19年度決算額が前年度対比で約338億円増加する大幅な伸びとなったが、これは税源移譲による個人県民税の拡大によるところが大きく、一方で地方交付税、地方譲与税が合わせて前年度対比で約348億円抑制・削減されており、個人県民税の増収額は相殺されている。また、法人二税は前年度対比約93億円増と好調な伸びを示した。しかし、昨今の国際的な原油高騰や穀物価格上昇は企業業績に悪影響を与えることが懸念され、法人二税の今後の動向については楽観できる状況ではない。

地方税制度に目を向けると、平成20年度の地方税法改正により「ふるさと納税制度」が創設されている。今後、「ふるさと納税」を促すために各自治体が創意と工夫を凝らし、地域間の競争が活発化すると考えられる。取り組み次第で歳入増につながる反面、税収を減らす懸念もあるため、本県の魅力・情報の発信が今後一層重要となる。

今、県財政は財源不足を容易に解消できる状況にはなく、厳しい財政運営が続くことが予想される中で、地方自治体には財政の健全性の確保がこれまで以上に強く求められている。そこで、今後の行財政運営に当たっては、以下の取り組みを徹底され、必要な財源の確保に努めるとともに、県の役割・責任を十分に果たす行政運営を進め、財政の健全化に向けた取り組みを推進されたい。

(1) 持続可能な財政基盤の確立について

平成20年3月策定の「新しい行政改革の方針～県行政の経営改革～」を踏まえ、同月に策定された「滋賀県財政構造改革プログラム～滋賀の未来に向けての財政基盤づくり～」を着実に実行し、歳入確保と歳出見直しの両面から財政基盤の確立に向けて積極的に取り組まされたい。

また、国の「三位一体の改革」、「歳出・歳入一体改革」の影響は、引き続き地方の財源を抑制しており、地方は厳しい財政運営を強いられている。地方の担うべき役割・責任に見合った一般財源の確保について、国に対し引き続き働きかけられたい。

さらに、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成20年4月から一部施行されている。これにより、各自治体の財政監視の範囲が従来的一般会計、特別会計および公営企業会計だけでなく、道路公社、土地開発公社、独立行政法人および県が出資・出えんを行っている法人(以下「第三セクター等」という。)にまで広がることとなった。これまでからも第三セクター等の経営については、所管各課において、その健全性や自立性の確保に向けて指導されてきたところであるが、経営状況の悪化により、将来、県が多大な財政負担を強いられることが懸念されるので、事業の採算性および行政関与の必要性の点検を行うなど、法施行の趣旨に照らし、一層強力に指導・助言され、第三セクター等も含めた県全体としての財政の健全化を図られたい。

(2) 経済性・効率性・有効性に徹した事務事業の実施について

事務事業の実施については、これまでから経済性・効率性・有効性を追求して取り組むよう毎年求めてきたところであるが、それでもなお、今後も県財政は巨額の財源不足を予測しなければならず、引き続き歳出削減の努力を続けていかなければならない。まず、法制度の変遷など社会情勢の変化を踏まえ、真に必要な事業かどうかについて、事業のあり方や事業継続の必要性等を十分精査し、事業の実施に当たっては、不断の見直しを行い、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、事業がより少ない予算で実施できないかなどの「経済性」、事業が同じ費用でより大きな成果が得られないかなどの「効率性」、事業が所期の目的を達成しているか、効果を上げているかなどの「有効性」を念頭に置き、更なる歳出の削減に取り組まされたい。

なお、県民との対話・情報共有のツールとして、平成20年8月から試行が始まっている行政サービス等の「値札」表示については、作成を通じてコストや費用対効果に関する職員の意識を高めることから、取り組みの円滑な推進に努められたい。

4 財務に関する事務の適正な執行について

財務に関する事務について、定期監査等において、次のとおり主な留意・改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

(1) 歳入関係について

ア 収入未済の解消と新たな発生の防止について

一般会計における収入未済額は、57億1千4百万円で、そのうち、地方税法で認められた県税に係る法定徴収猶予分を除く収入未済額は、44億8千万円であった。収入未済額は、その大部分を占める県税の収入未済額が増加したことにより、前年度に比べ額で6億8千8百万円、率で13.7%（法定徴収猶予分を除く額で5億4千7百万円、率で13.9%）の増加となっている。これは、税源移譲による個人県民税の課税額の大幅な伸びによるところが大きく、個人県民税の収入未済額は前年度に比べ6億8千8百万円の増加となっているが、調定額に対する収入率は95.6%で、前年度の94.2%を上回っている。しかし、依然として多額の収入未済額がある状況である。

本県のまさに危機的とも言える財政状況の中、財源の確保は喫緊の重要課題であり、県税については、公平な税負担の確保の観点から、引き続き納税意識の高揚に努めるとともに、全事務所と滞納整理特別対策室が一体となった効率的かつ効果的な滞納整理を進めるなど、より一層の収納の促進に努められたい。

特に、県税の収入未済額に占める割合が最も大きい個人県民税の徴収に当たっては、県と市町が協働して地方税の滞納整理に取り組む全県組織として、平成20年度から新たに設置された「滋賀地方税滞納整理機構」を十分に機能させ、収入未済の解消と新たな収入未済発生の未然防止に向けて機動的に取り組まれたい。

県税および県税に係る加算金以外の収入未済については、解消に向け努力されているものの、前年度に比べて5千3百万円（20.5%）増加し、3億1千1百万円の収入未済額があるので、極めて厳しい県の財政状況を踏まえ、実態等を把握しながら適時、適切な指導を行うなど、収入未済の解消を図るとともに、新たな収入未済を発生させないよう努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べ9百万円（1.3%）増加し、7億6千2百

万円となっている。その主なものは、中小企業支援資金貸付金および母子・寡婦福祉資金貸付金であり、中小企業支援資金貸付金についてはわずかながら減少しているものの、依然、多額の収入未済額を有しているため、引き続き、債務者等の資力調査の徹底を図るなど厳格な債権管理を行い、一層の収納促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

加えて、収入未済の解消に向けては、それぞれの所属のみに委ねることなく、徴収ノウハウの共有化や事務処理基準の策定など徴収のあり方の検討を進め、全庁的な徴収体制の構築に向けた取り組みに努められたい。

(2) 歳出関係について

ア 補助金等事務、工事等契約事務の適正な執行について

歳出に関する事務については、関係部局において日々適正な執行に努められているところであるが、補助金等事務や工事等契約事務において、手続きに不備があるものや精算・確認等が適正に処理されていない事例が見受けられたので、補助金交付要綱、関係法規等に基づき、適正な執行に努められたい。

また、実績内容の確認に当たっては、提出のあった報告書類の書面審査に加えて証拠書類の提出を求め、関係書類との突合照査を行うほか、現地調査を実施するなど、事業実績の検査確認事務の厳正な対応に努められたい。

イ 職員手当の適正な認定について

職員の諸手当については、認定を誤っていたために追給や返納を求めた事例のほか、要件確認が不十分な事例が見受けられたので、チェック機能の一層の充実強化を図り、適正で正確な事務の執行に努められたい。

特に、平成20年10月からは新給与システムの本運用が予定されていることから、適正な認定が円滑に行われるよう万全を期されたい。

(3) 財産の適正な管理について

普通財産である未利用地については、一部、一般競争入札等の方法により処分が行われ、財産収入に繋がったところであるが、厳しい財政事情のもと、利用計画のない未利用地については、調査測量や境界確定などの条件整備を進め、早期売却の促進に一層努められたい。

また、既存施設については、計画的な修繕を実施するなど施設の長寿命化を図りながら維持管理等の総費用の最小化を図るストックマネジメントの取り組みを推進されたい。

さらに、基金の運用については、引き続き適正な管理に努めるとともに、設置の趣旨・目的に照らして存置の必要性についても検証し、条例に則して適正に対応されたい。

(4) 公用車の事故防止について

公用車による交通事故については、県側の過失割合が高い事例は前年度に比べ減少しているものの、依然多く発生しており、基本的な安全確認を怠っていた事例が多数を占めている。事故原因を分析し、その情報の共有化を図るとともに、実効性のある交通安全教育研修の実施を徹底するなど、事故防止に万全を期されたい。

これらの事項については、定期監査においてその都度指導してきたところであり、今後の事務事業の執行に当たっては、一段とコスト意識を高め、効果的、効率的な執行に努めるとともに、チェック体制の強化と情報の共有化を図り、行政の公平性・透明性を確保することを常に念頭に置き、厳正かつ的確な財務事務の執行に努められたい。

また、定期監査における意見ならびに包括外部監査の結果および意見について適切に対応されたい。

第1 審査の対象

平成19年度滋賀県公営企業決算審査の対象は、次のとおりである。

滋賀県病院事業

滋賀県工業用水道事業

滋賀県上水道供給事業

第2 審査の方法

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が事業の経営成績および財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証書類等との審査照合をしつつ、決算の計数は正確であるか、経理は適正かつ合法的に処理されているか、さらに、各事業は地方公営企業の本来の目的である公共の福祉を増進するとともに、常に経済性を発揮するよう運営されているかどうかを主眼として、慎重に審査した。

なお、定期監査および例月現金出納検査の結果をも参考にした。

第3 審査の結果

審査の対象とした各事業の決算の計数はいずれも正確であり、企業の経営成績および財政状態は、地方公営企業の会計原則に基づき適正に表示されていた。

なお、審査の意見および各事業の決算の概要は以下のとおりである。

第4 審査の意見

各事業の決算に係る審査の意見は次のとおりである。

1 病院事業

病院事業は、高度専門医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、平成18年4月から地方公営企業法の全部適用を受け、病院事業庁として経営管理課を中心に、成人病センター、小児保健医療センター、精神医療センターの3病院を運営している。

(1) 事業の概要

病院事業における当年度の事業収益は158億9千6百万円(百万円未満切り捨て。以下文中において同じ。)で、前年度に比べ4億2千万円(2.6%)減少し、事業費用は169億5千1百万円で、前年度に比べ8千8百万円(0.5%)減少した。その結果、当年度の純損失は10億5千5百万円となり、当年度未処理欠損金は121億4千7百万円となった。

成人病センターは、生活習慣病に関する高度専門医療を提供し県民の健康増進を図るため、県内の基幹病院として、病床数541床、19診療科で運営されている。

なお、稼働病床数は平成19年4月1日現在で422床であったが、平成20年2月1日からリハビリテーションセンターの増床により442床となっている。

当年度の事業収益は116億9千万円で、前年度に比べ6億1千7百万円(5.0%)減少し、事業費用は129億5千5百万円で、前年度に比べ2億4千7百万円(1.9%)減少した。その結果、当年度の純損失は前年度に比べ3億7千万円増加し、12億6千5百万円となり、当年度未処理欠損金は115億3千1百万円となった。

小児保健医療センターは、小児を対象にした特定高次の医療サービスを行う本県小児保健医療分野の中核的施設として、病床数100床、9診療科で運営されている。

当年度の事業収益は26億1千2百万円で、前年度に比べ1億6千5百万円(6.8%)増加し、事業費用は24億1千8百万円で、前年度に比べ1億4百万円(4.5%)増加した。その結果、当年度の純利益は前年度に比べ6千万円増加し、1億9千4百万円となり、当年度未処理欠損金は4億3千6百万円となった。

精神医療センターは、精神障害その他の適応障害の治療および社会復帰援助を総合的、専門的に行うとともに、県内の精神医療を担う中核的施設として、病床数100床、3診療科で運営されている。

当年度の事業収益は15億1千9百万円で、前年度に比べ5千3百万円(3.7%)増加し、事業費用は15億1百万円で、前年度に比べ7千1百万円(5.0%)増加した。その結果、当年度の純利益は1千8百万円となり、当年度未

処理欠損金は 1 億 7 千 9 百万円となった。

(2) 審査の意見

各病院は、県民の生命と健康を守るため、それぞれがもつ高度専門医療機関としての機能と特色を生かし、今後とも公的医療機関としての使命と役割を果たすよう求めるものであるが、当年度未処理欠損金は前年度に比べ 1 0 億 5 千 5 百万円増加し、1 2 1 億 4 千 7 百万円に上り、病院事業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にある。このため、今後の病院経営に当たっては自律的な経営と良質な医療の提供に努め、以下の諸点について積極的に取り組まれない。

ア 経営改善について

県立病院中期計画を経営の指針とし、国の医療制度改革の動向等を見極め適期適切な修正を行い、目標達成に向けて努力されたい。

あわせて、平成 1 9 年 1 2 月に国が定めた「公立病院改革ガイドライン」に基づき、病院事業経営の改革に総合的に取り組むため、現在、「公立病院改革プラン」の策定に向け取り組まれているところであるが、前記の県立病院中期計画との整合性を図り、早期に実効性が上がるものとされたい。

また、材料費の見直しによる費用の削減や後発医薬品の利用促進による収益面の加算に努められたい。

さらに、発生主義会計に基づき、当然計上が必要な退職給与引当金（退職給付引当金）の計上について検討されたい。

労働基準法に基づく是正勧告の対応については、新たな経費支出を伴うことから、経営の一層の効率化に努められたい。

なお、一般会計から 4 7 億 8 千 8 百万円の負担金を繰り入れていることについても、常にその必要性を明らかにするよう努められたい。

イ 安定的な医療体制の確保について

各病院における医師の充足状況は、特定の診療科において、必ずしも十分な体制とはいえない。

長期に安定した医療サービスを提供するためには、医師および看護師の確保が不可欠であり、医師不足等の事態は経営にも大きな影響を与えるものである。

そのため、あらゆる対策を講じて医師および看護師を充足させ、県民の期待に応

え得る医療体制の確保に努められたい。

特に成人病センターの神経内科および小児保健医療センターの眼科は、利用患者数が多いにもかかわらず、休診や非常勤医師による診療の状態が継続しているので、安定的な医療の提供に向けて常勤医師による医療体制の確立に努められたい。

ウ 収入未済の解消および発生防止について

患者自己負担金の収入未済の解消については、滞納者個々の実態を把握し早期回収に努めるとともに、新たな発生防止のための具体策をさらに検討・実施し、その発生の未然防止に努められたい。

また、行方不明等実質的に回収困難な未収金の債権回収の対応策を含めて、債権管理のルール策定を検討されたい。

エ 地域医療機関との役割分担と連携について

公的医療機関としての各病院の機能と役割を明確にし、地域医療機関との役割分担を図るとともに、病床利用率や患者紹介率などの数値目標達成のためにも、密接な連携を図られたい。

2 工業用水道事業

工業用水道事業は、彦根工業用水道事業および南部工業用水道事業の2事業からなっている。

(1) 事業の概要

平成19年度は、2事業において受水企業63社を対象として給水し、契約給水量は36,863千 m^3 /年(日平均100,721 m^3)で前年度に比べて、0.3%増加し、実給水量は24,563千 m^3 /年(日平均66,930 m^3)で前年度に比べて2.1%増加している。

これは、彦根工業用水道事業において9社および南部工業用水道事業において24社の使用水量が増加したことによる。

経営成績は、彦根工業用水道にあつては、事業収益2億2千6百万円に対して事業費用1億7千1百万円を要した結果、純利益5千5百万円を計上している。南部工業用水道にあつては、事業収益10億9千万円に対して事業費用7億7千6百万円を要した結果、純利益3億1千4百万円を計上している。

この結果、2事業において、事業収益13億1千7百万円に対して事業費用に9億4千7百万円を要し、当年度の純利益は3億7千万円となり、前年度に比べ36.0%増加している。

(2) 審査の意見

今後の工業用水道事業の経営にあたっては、近年の社会経済情勢の変化に対応しながら、公営企業としての使命を果たすため、企業経営者感覚、特にコスト意識を高め、常に合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点について積極的に取り組まれない。

ア 収益の確保について

近年、企業の経営合理化等の要因により水需要が減少傾向にあるが、今後も企業の立地促進に関する情報を積極的に収集し、新規の受水や増量への働きかけを営業感覚をもって進めるとともに、健全な経営を維持するため、より一層経費を節減することにより、収益の確保に努められたい。

イ 管路施設の健全な維持について

管路の漏水が年間数件発生していることから、管路施設の健全な状態を維持するため、適正な管路管理に努められたい。

3 上水道供給事業

上水道供給事業は、南部上水道供給事業および東南部上水道供給事業（中部地区・甲賀地区）の2事業からなっている。

(1) 事業の概要

平成19年度は、2事業において8市3町を対象として給水し、契約給水量は47,514千m³/年（日平均129,820m³）で前年度に比べ1.5%増加した。

また、実給水量は48,755千m³/年（日平均133,211m³）で前年度に比べて2.7%増加した。これは、南部上水道および東南部上水道（中部地区）において実給水量が増加したことによる。

経営成績は、南部上水道にあつては、事業収益19億3千6百万円に対して事業費用13億5千8百万円を要した結果、純利益5億7千7百万円を計上している。東南部上水道にあつては、事業収益37億8千9百万円に対して事業費用24億1千1百万円を要した結果、純利益13億7千7百万円を計上している。

この結果、2事業において、事業収益57億2千5百万円に対して事業費用に37億7千万円を要し、当年度の純利益は19億5千5百万円となり、前年度に比べ15.6%増加している。

また、当事業においては、より健全な経営、安定供給を図るため、平成23年度に2事業の統合を目標としている。

(2) 審査の意見

今後の上水道供給事業の経営にあたっては、近年の社会経済情勢の変化に対応しながら、公営企業としての使命を果たすため、企業経営者感覚、特にコスト意識を高め、常に合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点について積極的に取り組まれない。

ア 危機管理対策の強化について

(ア) 琵琶湖西岸断層帯などによる地震災害等に備え、引き続き計画的に施設の耐震水準の向上を図るとともに、受水市町と連携した実践訓練等による不断の減災対策に努められたい。

(イ) その他事故等あらゆる不測の事態に備え、安全な水を安定して供給するための八

ード面、ソフト面からの危機管理対策の強化に、継続して着実に取り組まれない。

(ウ) 管路の漏水が年間数件発生していることから、管路施設の健全な状態を維持するため、適正な管路管理に努められたい。

イ 堅実な経営の維持について

今後も、過大な投資とならないよう、水需要の動向を的確に把握しつつ、受水市町と連携を図りながら、堅実な経営を維持するよう努められたい。

ウ 2事業統合への環境整備について

2事業の円滑な統合に向けて、重要課題である料金の平準化について、継続的な取り組みに努められたい。

第1 審査の対象

審査の対象は、次のとおりである。

平成19年度滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成19年度滋賀県病院事業会計、工業用水道事業会計、上水道供給事業会計および流域下水道事業特別会計の各決算に基づく当該各事業会計ごとの資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

健全化判断比率および資金不足比率審査に当たっては、審査に付された健全化判断比率および資金不足比率は正確に算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかなどの諸点に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿および証書類と照合精査し、関係職員から説明を求めるとともに、既に行実施した定期監査、一般会計および各特別会計に係る決算審査、公営企業決算審査ならびに例月現金出納検査の結果をも参考にして慎重に審査した。

第3 審査の結果

健全化判断比率および資金不足比率について審査した結果、いずれも正確に算定されており、算定の基礎となる書類は適正に作成されていると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第4 審査の意見」に記載したとおりである。

第4 審査の意見

1 健全化判断比率について

平成19年度の一般会計等の実質収支および連結実質収支はいずれも黒字となるとともに、実質公債費比率および将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回ったものの、平成20年度以降も大幅な財源不足が見込まれるなど、財政状況は依然として大変厳しい状況にあることから、今後の行財政運営に当たっては、より一層の財政の健全化に努め、以下の諸点について積極的に取り組まれない。

ア 県債の発行について

将来負担比率の算定において、将来負担額は1兆2,032億8千2百万円（百万円未満切り捨

て。以下文中において同じ。)に上り、その大部分を一般会計等に係る年度末県債現在高9,090億3百万円が占めているという状況を踏まえ、今後の県債の発行については、償還計画との整合を図りながら適切に対応されたい。

イ 第三セクター等に対する損失補償について

将来負担比率の算定において、県が第三セクター等に対して行っている損失補償に係る債務に対する一般会計等負担見込額は563億3千1百万円となり、当該負担見込額に充当可能とされる基金額451億7千8百万円を上回っている。近年の財源不足に対応するために基金を取り崩したことにより基金残高は年々減少しており、今後もさらに減少することが想定されることから、経営状況が悪化している第三セクター等に対しては、経営改善に向け積極的に指導されたい。

2 資金不足比率について

平成19年度の各事業会計の決算によれば、いずれの会計においても資金の不足額は発生しなかったものの、今後も公営企業を取りまく経営環境は大変厳しい状況にあることから、公営企業としての使命を果たすため、コスト意識を高め、常に合理化・効率化に努められたい。